

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務			
②事務の概要	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金、年金生活者支援給付金、特別障害給付金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ① 国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ② 年金受給に伴う裁定請求事務 ③ 年金生活者支援給付金の認定請求等に関する事務 ④ 特別障害給付金の認定請求等に関する事務 ⑤ 日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の事務			
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム ※ 1、4については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。			
2. 特定個人情報ファイル名				
1. 国民年金資格情報ファイル 2. 国民年金受給情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 第46の項、第116の項、第128の項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康福祉部医療保険課			
②所属長の役職名	医療保険課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部医療保険課 電話:0596-21-5554			
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した		
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従いマイナンバーによる申請書等受付時の際には、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を徹底している。また上記のほか、下記の対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報が記載された紙媒体は、施錠できる書棚に保管期間ごとに分けて保管。保管期間が過ぎたものについては、適切に廃棄している。 ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、入力後年金機構へ進達し、機構でも確認を行う。また、機構で入力された内容は、再び市ヘリストとして戻ってくるため、リストによっても再度確認を行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 [] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・外部媒体へのデータのコピーは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末で制御している。 ・利用可能な機能や、参照可能な情報は、ユーザーのIDごとアクセス制限をグループ分けして設定し、不正利用を防止している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		令和7年3月27日より前の変更箇所は別に管理			
令和7年3月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		「特別障害給付金」に関する記述を追加	事前	
令和7年3月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		ガバメントクラウドの利用範囲を追記	事後	標準準拠システム移行に伴う変更
令和7年3月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第31の項、第95の項	・番号法第9条第1項 別表 第46の項、第116の項、第128の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年3月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	削除	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月31日時点	令和7年1月27日時点	事後	
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和2年5月31日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		評価を追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年3月27日	VI. リスク対策 9.監査		内部監査の追加	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		評価を追加	事後	新様式に伴う変更